

区民ギャラリー（世田谷美術館、清川泰次記念ギャラリー）施設使用料改定のお知らせ（平成25年10月以降利用分から）

世田谷区の区民利用施設使用料の見直しにより区民ギャラリー（世田谷美術館、清川泰次記念ギャラリー）の施設使用料を改定致します。平成25年4月に行われる区民ギャラリー抽選会（平成25年10月～平成26年3月利用分）に参加ご希望の方はご注意ください。平成25年10月以降利用分からの改定となります。

★改定後の床面積及び使用料 （単位：円）

		世田谷美術館（A/B）				清川泰次記念 ギャラリー
		1室 160㎡	3/4室 120㎡	1/2室 80㎡	1/4室 40㎡	35㎡
観覧 無料	1日当り	11,520	8,640	5,760	2,880	2,400
	納付使用料 （6日間）	69,120	51,840	34,560	17,280	14,400

※観覧料その他これに類する料金を領収する場合及び展示物を販売する場合の使用料は、当該規定使用料金に、当該規定使用料金の5割相当額を加算した額となります。